

航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 航空法施行令の一部改正

福井空港及び出雲空港に係る進入管制業務を防衛庁長官に委任する進入管制区が接続する空域を航空交通管制圏から航空交通情報圏に変更するものすること。(航空法施行令別表関係)

第二 航空法関係手数料令の一部改正

一 航空機の設計及び設計後の検査の能力について認定を受けた者が検査した航空機に係る耐空証明、型式証明又は修理改造検査を申請する者が納付すべき手数料の額を定めるものとする。

(航空法関係手数料令別表第一関係)

二 回転翼航空機に係る重量区分を変更するものとする。

(航空法関係手数料令別表第一及び別表第二関係)

第三 国土交通省組織令の一部改正

航空交通の管理に関する事務は福岡航空交通管制部が分掌するものとともに、同航空交通管制部に次長を二人置くものとする。 (国土交通省組織令第二百十九条及び第二百二十条関係)

第四 その他

- 一 その他所要の改正を行うものとする事。
- 二 この政令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月一日）から施行するものとする事。（附則関係）